

## 原子力災害対策指針（改定原案）について

### 1 これまでの経緯

#### (1) 策定当初の指針 (H24. 10. 31)

- ・避難・屋内退避に関する基準や、緊急時モニタリングの在り方、安定ヨウ素剤の投与指示に関する判断基準などが示されておらず、今後の検討事項とされていた

#### (2) 第1弾改定 (H25. 2. 27)

- ・避難・屋内退避に関する基準や P A Z (予防的防護措置準備区域。概ね 5 キロ) における安定ヨウ素剤事前配布の方針は示された
- ・しかし、緊急時モニタリングの在り方、U P Z (緊急時防護措置準備区域。概ね 30 キロ) 以遠における安定ヨウ素剤配布の考え方、避難や屋内退避等の防護措置との併用の考え方は継続検討事項とされた

### 2 新たに規定された主な事項

#### (1) 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等

- ・国の統括の下で地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が、目的を共に有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとる
- ・事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備、国は要員・資機材の動員計画を作成、地方公共団体は国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定める
- ・発災後、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定、緊急時モニタリングセンターで緊急時モニタリングを統括、緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表を国が一元的に実施

#### <継続検討事項>

- ・初期モニタリング以外の緊急時モニタリング（中期モニタリング及び復旧期モニタリング）の在り方
- ・防護措置の実施方策（避難や飲食物摂取制限等）に対応した緊急時モニタリングの在り方

#### <その他（具体が示されていない事項）>

- ・国が作成する「要員・資機材の動員計画」や、国等の協力を受け自治体が作成する「緊急時モニタリング計画」に規定すべき事項
- ・立地地域のみならず周辺県まで含めた緊急時モニタリングの実施方法や体制の詳細

## (2) 安定ヨウ素剤の事前配布の方法等

### ○ P A Z (施設から 5 km 圏内目安)

- ・地方公共団体が、原則として医師による説明や副作用・アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を行う
- ・地方公共団体は、緊急時の紛失等に備えて、予備の安定ヨウ素剤を備蓄することが必要

### ○ P A Z 外 (U P Z 圏内<sup>\*1</sup>)

- ・地方公共団体は、原則、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行う
- ・ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる等の地域<sup>\*2</sup>では、P A Z と同様、事前配布も可能
- ・緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示

※1：U P Z 外については、ブルームの影響を考慮したP P A導入の検討の中で併せて検討

※2：半島などP A Z の区域を通らなければ避難が困難な地域、付近に学校や公民館など安定ヨウ素剤の配付に適した公共施設がない地域など

### <継続検討事項>

- ・ブルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤に投与の判断基準
- ・屋内退避等の防護措置との併用の在り方

### <その他（具体が示されていない事項）>

- ・事前配布以外の安定ヨウ素剤配付の具体的方法  
(P A Z 内については、自治体による住民への説明会、説明会に参加できない住民への配布・説明方法等の具体的な事項の記載があるが、P A Z 外については具体的な記述がない)
- ・安定ヨウ素剤の配布・服用時に原則として医師が関与とされるがその具体的な内容、並びに医師が関与できない場合の具体的な対応の内容
- ・安定ヨウ素剤の予防服用により副作用が発生した場合の被害救済のしくみ

## 3 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題とされている事項（関係分抜粋）

### (1) 原子力災害事前対策の在り方

- ・I A E A (国際原子力機関) が公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのO I L (モニタリング結果など計測可能な判断基準) の算出、O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方
- ・ブルーム (放射性物質を含む空気の一団) の影響を考慮したP P A (甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域) の導入

(2) 緊急時モニタリングの在り方 **再掲**

- ・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

(3) 緊急被ばく医療の在り方 **再掲**

- ・ブルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

(4) 地域住民との情報共有等の在り方

- ・透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

#### 4 原子力災害対策指針の改定スケジュール

- ・パブコメ実施 4月10日から5月9日まで
- ・指針の改定 5月中（原子力規制委員会において改定案を決定）

#### 5 これまで当専門部会で議論した項目等に関連し、今回の改定原案で具体的な事項や方向性が示されなかった項目（前記2、3以外の項目）

(1) U P Z の外の地域における防災対策

- ・U P Z の外の地域における防災対策の具体的な内容
- ・その検討に当たり、地方自治体の意見をどのように汲み取るのかも含めた検討体制と検討スケジュール
- ・地方自治体が講ずるU P Z の外の地域に対する原子力防災対策に関する財源措置

(2) P P A に関する検討スケジュール

- ・P P A の検討に当たり、地方自治体の意見をどのように汲み取るのかも含めた検討体制と検討スケジュール

(3) S P E E D I （緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の積極的活用

- ・S P E E D I の予測精度の向上

(4) 避難対策関係

- ・県境をまたぐ広域避難について、国の役割及び対策の具体的な内容

(5) 被ばく医療関係

- ・放射能の影響レベルを考慮した、地域ごとに必要な緊急被ばく医療体制の整備水準並びに講すべき対策

(6) 除染関係

- ・有効な除染手法の早期確立と、指針や地方自治体向けマニュアルへの除染に関する具体的な事項の記載